

平成 29 年 11 月 28 日策定

やまがた希望創造パワー適用申請の手引き (既存企業の場合)

「やまがた希望創造パワー」とは、山形県企業局が所有する水力発電所で発電した電気相当量(298 百万 kWh/年)の範囲内で、東北電力(株)と連携し、県内の地域産業を牽引する製造業者に、通常の電気料金よりも安価に電力を供給することで、産業・経済の振興を図り、やまがた創生に寄与するものです。

やまがた希望創造パワーによる電力の供給をご希望の製造業者の皆様は、「やまがた希望創造パワー募集要項」(以下「要項」という。)にもとづき、平成 29 年 11 月 28 日から平成 30 年 1 月 26 日までの間に適用申請の手続きをしてください。

申請手続の参考として、本手引きを作成しましたので、要項と併せて内容をご確認のうえ、手続きを進めてください。

【申請先・お問い合わせ先】

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県企業局電気事業課 経営戦略推進担当 [県庁 14 階]

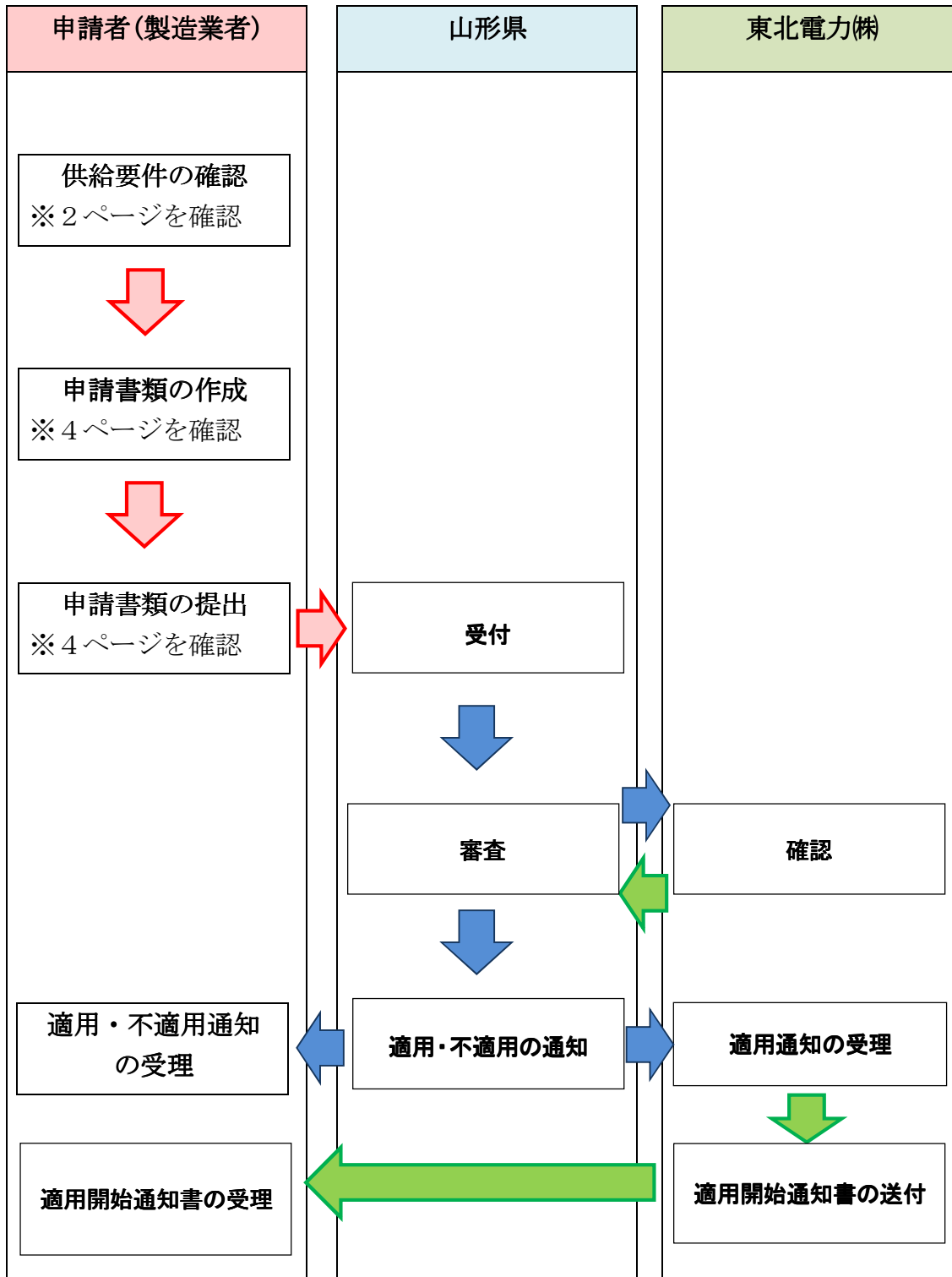
☎ : 023-630-2345 FAX : 023-630-2741

E-mail : ykigyodenki@pref.yamagata.jp

目 次

やまがた希望創造パワー適用申請手続フロー（既存企業の場合）	- 1 -
1 やまがた希望創造パワーによる電力量料金割引の内容等	- 2 -
(1) 電力量料金割引の内容	- 2 -
(2) 電気料金割引の対象期間	- 2 -
2 やまがた希望創造パワーの供給要件	- 2 -
3 やまがた希望創造パワー適用申請手続	- 4 -
(1) 手続の流れ	- 4 -
(2) 申請書類の記入方法	- 5 -
4 その他	- 9 -
(1) 申請書類等の取扱いについて	- 9 -
(2) 排出係数等の取扱いについて	- 9 -

やまがた希望創造パワー適用申請手続フロー
(既存企業の場合)



1 やまがた希望創造パワーによる電力量料金割引の内容等

(1) 電力量料金割引の内容

東北電力の標準メニュー^{※1}により電力需給契約を締結している、または新たに契約を締結しようとする製造業者が、「2 やまがた希望創造パワーの供給要件」を満たし、その適用が決定された場合、標準メニューの電力量料金単価を、既存企業^{※2}については4%、新規立地・経営拡大企業^{※3}については6%をそれぞれ割引して電気を供給します。

※1 標準メニュー

「業務用電力」、「業務用季節別時間帯別電力」、「業務用ウィークエンド電力」、「高圧電力S」、「高圧電力」、「高圧季節別時間帯別電力S」、「高圧季節別時間帯別電力」

※2 既存企業

山形県内に事業所を設置して経済活動を行っている製造業者

※3 新規立地・経営拡大企業

新たに山形県内に事業所を設置し経済活動を開始する、または事業規模を拡大する製造業者

(2) 電気料金割引の対象期間

最長で平成30年4月分の電気料金から平成32年3月分の電気料金までとします。（「新規立地・経営拡大企業」は、山形県からの適用通知書の発行日以降の月分の電気料金から適用します。）

2 やまがた希望創造パワーの供給要件

本事業の適用を受けるには、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 山形県内に事業所を設置している製造業者であること。
- ② 供給対象箇所において、東北電力から標準メニューのいずれかによる電力の全量の供給を受けていること。（他の小売電気事業者から部分供給を受ける場合は、適用対象外となります。）
- ③ 供給対象箇所の受電電圧が、高圧（6,000ボルト）であること。
- ④ 供給対象箇所の契約電力が、原則として50キロワット以上500キロワット未満であること。
- ⑤ 供給対象箇所における東北電力との電力需給契約の名義が、原則として申請者と一致していること。

⑥ 申請者は、山形県内の事業所において、決算内容が確定している直近1事業年の売上高^{※4}に占める電気料金^{※5}の割合が2パーセント以上であること。

ただし、既存企業で、山形県内での経済活動を開始し、1事業年を経過していない、もしくは1事業年を経過しているものの、当該年度の決算内容が確定していない場合は、売上高に占める電気料金の割合にかかわらず、優先して適用が決定するものとする。

⑦ 県税、法人税および消費税等を滞納していないこと。

⑧ 申請時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生または再生手続を行っていないこと。

⑨ 暴力団員等との関係がないこと。

※4 売上高

山形県内における売上高で、山形県内に複数の事業所を有する場合はそれら全ての事業所における売上高とします。

なお、山形県外にも事業所を有し、県内事業所の売上高を区分せずに決算を行う申請者については、以下の「みなし売上高」の算定 i)～iii)のいずれかにより、県内事業所に係る「みなし売上高」とすることができます。この場合の売上高は日本国内の事業所を対象とします。

「みなし売上高」の算定

i) 事業所数比を用いる場合

$$\text{売上高} \times \frac{\text{県内事業所数}}{\text{県外事業所数} + \text{県内事業所数}}$$

ii) 従業員数比を用いる場合

$$\text{売上高} \times \frac{\text{県内従業員数}}{\text{県外従業員数} + \text{県内従業員数}}$$

iii) 事業所敷地面積比を用いる場合

$$\text{売上高} \times \frac{\text{県内事業所敷地面積}}{\text{県外事業所敷地面積} + \text{県内事業所敷地面積}}$$

注) 「みなし売上高」を採用の場合、算定根拠を明示すること。

※5 電気料金

高圧以上で電気の供給を受ける事業所における電気料金の年間実績合計額（複数の契約がある場合は複数契約の合計）を対象とし、東北電力以外から請求を受けた電気料金を含むことができるものとする。

3 やまがた希望創造パワー適用申請手続

(1) 手続の流れ

① 申請書の作成【申請者】

「3 (2) 申請書類の記入方法」により、「やまがた希望創造パワー」適用申請書(様式1)を作成するとともに、添付資料を準備してください。

② 申請書類の提出【申請者】

申請書類の準備が整いましたら、次のとおり申請書類を提出してください。

ア 申請期間

平成29年11月28日(火)～平成30年1月26日(金)(当日必着)

イ 提出方法

申請書類を2部(正副1部(副は写し))作成し、郵送または持参により提出してください。

◆申請書類を持参する場合は、土日・祝日等(毎年12月29日からその翌年の1月3日までを含む。)を除く平日の9時から17時の間に持参してください。

ウ 提出先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県企業局電気事業課 経営戦略推進 担当 [県庁14階]

TEL 023-630-2345

③ 審査・決定【県】

受付後、山形県において供給要件に合致しているかなど、申請書類の審査を行い、「④募集上限電力量」の範囲内で、直近1事業年の売上高に占める電気料金の割合が高い申請者から順に決定します。

④ 募集上限電力量

募集上限電力量は、供給対象箇所における年間使用計画電力量の合計とし、上限は2億6,800万キロワット時とします。

⑤ 適用または不適用の通知【県】

県は、審査にともなう適用または不適用の通知を、平成30年2月末日を目途として、書面にて申請者に通知します。

(2) 申請書類の記入方法

次の書類を作成してください。なお、様式は山形県のホームページからダウンロードできます。

① 「やまがた希望創造パワー」適用申請書（様式1）

ア 申請年月日

様式右上に申請書を提出する日を記入してください。

イ 申請者

申請者が法人の場合は、申請書の所在地、商号または名称および代表者名を記入してください。申請者が個人事業主の場合は、申請者の所在地および氏名を記入してください。

ウ 「1. 申請担当者情報」

本申請に関する担当者の所属、氏名、住所、および電話番号を記入してください。

エ 「2. 申請内容（2）申請内訳」

「2%判定対象契約数」を記入してください。様式2-1に記入の契約数と一致させてください。

また、「「やまがた希望創造パワー」適用希望契約数」の件数を記入してください。様式2-1に記入の種別で「1申請用」を選択した件数と一致させてください。

オ 「管理No」

管理Noの欄は記入不要です。

② 電力需給契約箇所および申請箇所一覧表（様式2-1）

ア 「①商号または名称」

様式1の申請者と一致させてください。（資料1①参照。なお法人の場合、代表者名は不要）

イ 「②年間の売上高」

◆山形県内での直近1事業年の売上高を記入してください。（売上高に占める電気料金の割合2%以上の判定に用います）

◆山形県内での経済活動を開始してから、1事業年度を経過していない、もしくは1事業年を経過しているものの、当該年度の決算内容が確定していない場合は、記入不要です。

◆「みなし売上高」を採用の場合は、「はい」を選択してください。この場合、事業所数比を用いる場合は県内事業所数と県外事業所数を確認できるものを、従業員数比を用いる場合は県内従業員数と県外従業員数を確認できるものを、事業所敷地面積比を用いる場合は県内事業所敷地面積と県外事業所敷地面積を確認できるものを提出していただきます。

ウ 「事業所名」・「契約者名義」

本事業の供給を希望する事業所名、契約者名義を記入してください。

エ 「住所」・「お客さま番号」

前項ウ「事業所名」に記載した事業所の住所および東北電力との契約におけるお客さま番号（資料1②参照）を記入してください。なお、申請時点において東北電力と契約していない場合は、お客さま番号の記入は不要です。

オ 「種別」

本事業による電力供給の「申請用」または「判定用」を選択してください。

◆「1 申請用」

「やまがた希望創造パワー」の適用を希望する契約

◆「2 判定用」

山形県内の事業所において、直近1事業年の売上高に占める電気料金の割合が2パーセント以上であることを証明するために用いる契約

カ 「契約電力」・「契約電力変更の有無」

◆申請時点における電力需給契約の契約電力（資料1⑤参照）を記入してください。

◆契約電力の変更を予定している場合は「有」を選択し、変更予定の契約電力を記入してください。

◆「2 判定用」の場合は契約電力の変更の有無についての記載は不要です。

キ 「電気料金（実績）」

◆直近の決算期における電気料金の実績を記入してください。なお、様式3の事業所ごとの「使用料金」の年間合計値と一致させてください。

◆「2 判定用」を選択した場合の電気料金は、高压以上で供給を受けている全ての電力契約の電気料金を対象とするもので、東北電力以外の電気料金および東北電力の標準メニュー以外（需給調整等を含む）の電気料金を含むことができるものとします。

ク 「年間使用電力量」・「契約種別」

◆至近1年間の使用電力量の実績を記入してください。ただし、電力需給開始後1年に満たない場合および今後、操業形態の変更等に伴う使用電力量の変更が見込まれる場合は、平成30年4月以降の1年間の電力使用計画を記入してください。なお、使用電力量の実績値を用いた場合は、様式3の事業所ごとの「実績電力量」の年間合計値と一致させてください。また計画値を用いた場合は、様式3の事業所ごとの計画電力量年間合計値と一致させてください。

◆現在の契約種別（資料1③参照）を選択してください。電気料金の算定用で東北電力以外との契約の場合については、該当する契約を選択してください。

ケ 「事業所の業種」・「適用希望年月」

◆募集要項別紙2を参考に製造業の区分および業種コードを中分類まで記入してください。

◆本事業の供給を希望する年月を記入してください。

③ 年間電気使用実績・計画書（様式 3）

様式 2 - 1 記載の事業所ごとに「直近決算期使用実績」には各月別の最大電力（資料 1 ⑥参照）、実績電力量（資料 1 ⑦参照）、使用料金（資料 1 ④参照）を記入してください。「平成 3 0 年度以降」には、変更がない場合は至近 1 年間の使用電力量の実績を記入してください。また電力需給開始後 1 年に満たない場合および今後操業形態の変更等にもなう使用電力量の変更が見込まれる場合は、平成 3 0 年 4 月以降の 1 年間の電力使用計画を記入してください。なお、②キ「電気料金（実績）」およびク「年間使用電力量」と一致させてください。

④ 電気料金請求内訳書（写）

様式 2 - 1 に記入した全ての事業所における直近 1 事業年の電気料金が確認できる資料（東北電力から供給を受けている場合は、「電気料金請求内訳書」）の写し（1 2 ヶ月分）を添付してください。

⑤ やまがた希望創造パワー電力需給申請に係る申立書（様式 4）

様式 1 の申請年月日と申請者を一致させてください。

⑥ 業種を証明できる資料

定款、パンフレット、ホームページの写し等を提出してください。記載以外の確認資料については、審査の時点で確認します。

⑦ 財務諸表等

売上高を確認できる資料を提出してください。

資料1 電気料金内訳書(例)

電気料金請求内訳書

① ○○○○○○○○○ 様	29年 8月分	② お客さま番号 面数 営業所 市町 町字 街区 住居 枝 副区 205110063-00 000 000 000	営業所 発行一連No		
③ 契約種別 高圧季節別時間帯別S	支払 振込コード	支払期日 10月 2日	計量日 9月 1日		
④ ご請求金額 (円)	⑤ ⑥ ⑦ ご契約内容 常時および予備電力 供給電圧 (kV) 常時 6 230 契約電力 調整電力 (kW)				
請求内訳	料金合計 (円)	延滞利息 (円)	精算金額(円)	契約超過金(円)	再エネ発電賦課金 (円)
金額	2,211,296				374,022
消費税等相当額 (再掲)	163,800				27,705
契約設備電力 295 kW					

料金のご明細	金額 円 銭	⑥ ⑦ ご使用内容等
基本料金・常時	253,36800	⑥ 最大需要電力 214 kW 力率 100%
力率割引額 (再掲)	(44,71200)	昼間有効 82.959 kWh 昼間無効 0 kWh
電力量料金計	2,139,27207	⑦ 使用量合計 141.675 kWh
内訳・夏季料金	(1,034,58641)	⑦ 使用量 54.769 kWh
内訳・ピーク時間料金	(303,82326)	⑦ 使用量 14.886 kWh
内訳・夜間料金	(800,86240)	⑦ 使用量 72.020 kWh
燃料費調整額	-181,34400	
料金合計	2,211,296	
消費税等相当額 (再掲)	(163,800)	
託送料金相当額 (再掲)	(499,371)	左記再掲値は託送供給約款にもとづき算定した参考値です。
		『ご請求金額には、法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額 (6銭/kWh) を含んでおります。』

4 その他

(1) 申請書類等の取扱いについて

- ① 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ② 申請書類の提出に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- ③ 情報の利用
 - イ 山形県は、審査に必要があるときは、申請書類に記入された情報について山形県の関係機関に照会することができるものとします。
 - ロ 東北電力は、申請書類に記入された情報について、本事業による電力の供給のためのみに利用することができるものとします。
- ④ 提出された申請書類は返却いたしません。申請書類の控えが必要な場合は、申請者において対応してください。
- ⑤ 申請期間が終了した後は、申請書類の記入内容の変更（軽微なものを除く）および再提出は認められません。
- ⑥ 申請後、本事業の適用開始日までに、法人等の名称、事業所の所在地および代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、その旨を届け出てください。

(2) 排出係数等の取扱いについて

「やまがた希望創造パワー」は、東北電力の電源構成に含まれるため、企業局の水力発電所で発電された電力に限定されるものではありません。

申請に当たっては、そのことをご承知いただくとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）にもとづく報告等に用いる排出係数については、東北電力の事業者別排出係数を用いてください。